

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-160号
2	公募日	令和8年1月26日
3	契約担当者	能代市長 齊藤滋宣
4	件名	債舗1号 能代地域北部道路維持管理業務委託
5	業務場所	能代地域北部
6	履行期間	令和8年3月15日から令和9年3月14日まで
7	当該業務の主管課	都市整備部 道路河川課 電話番号 0185-89-2192 ファクシミリ番号 0185-89-1778
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	道路パトロール、欠損部補修、安全対策等(陥没対応、倒木撤去、バリケード設置) ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登載されていること</p> <p>(2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること</p> <p>(3) 本市の指名停止措置を受けていないこと</p> <p>(4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請していること</p> <p>(5) 令和7・8年度能代市建設業者等級格付名簿の工事A級に登載されていること</p> <p>(6) 建設業法第3条に規定する建設業の許可(舗装工事業)を受けていること</p> <p>(7) (6)の許可を受けている工種について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること</p> <p>(8) 本業務に当たって、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者を管理責任者として配置できること</p>
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年2月6日 (金) 午後1時30分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	契約保証金	能代市財務規則第127条第1項第7号の規定により免除
15	前払金	令和8年4月1日以降に、10分の3を限度に請求することができる。
16	その他	<p>(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり</p> <p>(2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付し提出すること ・10(8)の資格を有していることを証する書類</p>

入札スケジュール

件名：債舗1号 能代地域北部道路維持管理業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年1月26日（月）正午から 令和8年1月28日（水）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年1月26日（月）正午から 令和8年1月28日（水）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年1月26日（月）正午から 令和8年1月30日（金）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年1月30日（金）午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年2月3日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年2月6日（金）午後1時30分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

様式第1号(第6条関係)

物品及び委託等用

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-160号		
物品(業務)名	債舗1号 能代地域北部道路維持管理業務委託		
本入札に関する連絡先	担当者名		
	電話番号		FAX番号

入札書(第回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤滋宣様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委託名	債舗1号 能代地域北部道路維持管理業務委託
入札金額	¥
入札保証金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

1 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2 仕様書等に関すること。

- (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。
 - ア 閲覧又は貸出場所 能代市総務部契約検査課
 - イ 閲覧又は貸出時間 4時間以内
 - ウ その他 設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
- (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。
 - ア 質問方法 簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
 - イ 提出先 物品・委託等の業務主管課
- (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

3 入札参加申込等に関すること。

- (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
- (2) 申込書類の入手方法
 - ア 交付場所 能代市総務部契約検査課
電話番号 0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
 - イ 交付費用 無料
- (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
- (4) 申込書類の提出及び受付
 - ア 提出方法 持参又は書留郵便によること。
 - イ 提出先 能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
- (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあっては入札辞退届を、入札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 指名通知等

- (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
- (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（1）又は（2）の通知が入札予定日の2日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先
能代市総務部契約検査課
電話番号 0185-89-2222
ファクシミリ番号 0185-54-6460

令和 8 年度

公共事業

工事設計書

能代市

市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	精算者	設計者	
着工 完成期日		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					摘要		
工事番号		第 号							
幹線名 路線名等							要 工期 日間		
施工位置									
工事名		債舗 1 号 能代地域北部道路維持管理業務委託							
工事費		金					円也		
工事概要		道路維持管理 一式							

総括表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
道路維持工事03	1	式				
合計						

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
道路維持工事03	1	式				
道路維持工事	1	式				
道路巡回工 ハートローラ車(ライトバン 二輪駆動1.5L)	30	回			施 1号	
加熱合材補修工 2t以上5t未満	160	t			施 2号	
常温合材補修工 0.3t未満	1.5	t			施 3号	
クラック目地注入	200	m			単 1号	
敷砂利工	50	m3			単 2号	
路面清掃作業 アラシ式 リヤリフトダッソフ 2.5m3級	20	km			施 4号	
交通誘導員	1	式				
交通誘導警備員B		人				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

債舗1号 能代地域北部道路維持管理業務委託

【 第 1 号 単価表 】

クラック目地注入

100 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
クラック補修	100	m			P 1 号	
目地材 低弾性	75	kg				
計						
単位当たり						

能代市

債舗1号 能代地域北部道路維持管理業務委託

【第2号 単価表】

敷砂利工

10 m³ 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
クラッシャーラン C-40	12	m ³				
人力積込 岩塊・玉石	10	m ³			P 2号	
土砂等運搬 小規模 バックホー山積0.28m ³ (平積0.2m ³) 土砂	10	m ³			P 3号	
計						
単位当たり						

能代市

【第1号施工単価表】

道路巡回工 パート・トロール車(ライトバン 二輪駆動1.5L)

1回当たり

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
ガソリン 無鉛スタンド・レギュラー		1				
一般運転手		人				
一般世話役		人				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
諸 雜 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

【第2号施工単価表】

加熱合材補修工 2t以上5t未満

1 t 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
振動ローラ運転(賃料) (舗装用)搭乗式・コンバインド型2.4~2.6t		日				
再生加熱アスファルト混合物 細粒度アスコン(13F)	1	t				
諸 雜 費 (率+丸め)		%				
計						
単位当たり						

【第3号 施工単価表】

常温合材補修工 0.3t未満

1 t 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 價	金 額	明細単価番号	摘 要
一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
常温型アスファルト混合物	1	t				
諸 雜 費 (率+丸め)		%				
計						
単位当たり						

【第4号 施工単価表】

路面清掃作業 ブラシ式 リヤリフト^{ンフ} 2.5m3級

1 km 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 價	金 額	明細単価番号	摘 要
一般世話役		人				
普通作業員		人				
路面清掃車運転 ブラシ式 リヤリフト ^{ンフ} 2.5m3級		時間				
ダンプトラック運転 カント・ティ-ゼル 4t積級		時間				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				
計						
単位当たり						

令和 8 年度

債舗 1 号 能代地域北部道路維持管理業務委託

特記仕様書

令和 8 年 1 月

能代市

第1章 総 則

1－1 適用

- (1) この特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、能代市が発注する道路維持管理業務委託（以下「本業務」という。）の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 仕様書に定めのない事項は、必要に応じて発注者と協議して定めるものとする。

1－2 諸経費率

本業務の諸経費率は、秋田県土木工事標準積算基準書（参考資料）の「河川・道路等の維持管理委託業務の諸経費について」により算出している。

なお、本業務の予定価格の算出にあたっては、次の諸経費率により積算している。

共通仮設費：標準積算の共通仮設費×52.74%

現場管理費：標準積算の現場管理費×81.83%

1－3 業務委託箇所

本業務の委託箇所及び区間は、別紙のとおりとする。ただし、発注者の指示のあった場合は、当初に定める区域外での履行もある。

1－4 準備

契約から履行開始までの期間は業務打合せ及び業務計画書作成等の準備期間とし、受注者は履行開始日までに業務実施体制を確立しておくものとする。

本業務の履行期間は、令和8年3月15日から令和9年3月14日までとする。

1－5 業務概要

本業務は、能代市が管理する道路施設の維持作業を実施するものであり、受注者は発注者との緊密な連携の下、巡回等の実施により業務委託箇所の状況把握に努めなければならない。現場での維持管理作業にあたっては、発注者と連絡調整のうえ実施するものとする。

1－6 業務計画書

受注者は、本業務の履行開始前に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合、受注者は業務計画書に以下の事項について記載しなければならない。

- ① 業務概要
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ 緊急時の体制及び対応
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 交通管理
- ⑦ その他

1－7 作業実績報告

受注者は、月毎に維持管理業務の作業実績をとりまとめ、月初めに速やかに前月分を監督職員に遅滞なく提出しなければならない。提出が困難な場合等は、発注者と協議して定めるものとする。

1－8 業務中の安全確保

- (1) 本業務は危険の伴う道路上での作業であるため、受注者は作業員などに対し安全を確保するための指導と意識向上を図り、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施に際しては、円滑な交通処理、交通規制標識類の設置など必要な対策を講じ、付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

1－9 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

1－10 保険の加入

受注者は、業務履行期間中を対象とした業務実施に起因する対人、対物事故等による賠償責任を負担する保険に加入しなければならない。

1－11 他業務委託との連携

業務の履行にあたっては、道路調査設計等業務委託と連携し、実施する場合もあることから、その際は発注者の指示に従い円滑な連携を図るものとする。

1－12 その他

関連する諸法令の遵守及び官公庁等への手続等、現場作業にあたっての一般的事項は、秋田県土木工事共通仕様書の最新版（以下「共通仕様書」という。）にもとづき実施しなければならない。

第2章 道路維持管理業務

2-1 一般事項

- (1) 受注者は、業務委託箇所の道路の保全及び災害防止のため必要な巡回及び維持管理作業を実施するとともに、緊急時には発注者の指示により必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に際しては、巡回車等に維持管理業務作業中であることを明示しなければならない。
- (3) 本章に特に定めのない事項については、共通仕様書に関する工種の規定によるものとする。

2-2 道路巡回工

- (1) 受注者は、次に掲げる巡回を実施し、道路の状況を発注者に報告するものとする。
なお、巡回は、原則として1班2名以上（運転手含む）の班編成で行うものとする。
 - ① 通常巡回
 1. 平常時における道路状況を把握するため定期的に実施するものとし、路面・路側・法面及び構造物の状況、交通安全施設・街路樹等道路付属物の状況及び道路工事・占用等道路使用状況等について点検するものとする。
 2. 受注者は、道路上のゴミ等の路上落下物の処理を実施するとともに、発注者の指示により、注意看板設置等の作業を行わなければならない。
 3. 受注者は、巡回計画を作成し、内容について発注者と協議するものとし、ひと月のうち、一度は幹線市道の巡回をすること。
 4. 冬季における通常巡回は、冬季閉鎖区間を除く道路を対象に、降積雪状況、雪崩危険箇所、道路上の構造物・付属物及び樹木等への着雪状況等に留意して実施するものとする。
 - ② 緊急巡回
 1. 大雨、暴風、地震等により、道路交通に支障を与える災害の発生が予想される場合及び予期できない有害な現象が発生した場合等の異常時において実施するものとし、主として危険が予想される箇所の状況や災害の実態等を把握するために必要な情報収集及び連絡を行うものとする。
 2. 受注者は、気象警報発令時や地震発生時における緊急巡回の実施基準等について、あらかじめ発注者と協議のうえ決定し、事象発生時に速やかに実施しなければならない。
- (2) 受注者は、巡回車に現場調査用器具及び応急処理用資機材を常備しておくものとし、巡回中に道路等の不具合を発見した場合には、必要に応じて応急処置を施すものとする。巡回中に重大な異常を発見し、緊急対応が必要と判断されたときは、電話連絡等により早急に発注者へ報告し、その指示を受け、適切な措置を講じなければならない。
- (3) 巡回終了後は、その結果について開始・終了時間及び巡回延べ時間を巡回日誌等に記載し、発注者へ提出するものとする。なお、その様式及び提出方法は発注者と協議し

て定めるものとする。巡回延べ時間とは、基地を出発し、巡回後、基地に戻るまでの時間を指し、支給品の積込み、余剰支給品の取り卸し及び応急処置の作業時間、支給品以外の携行品の準備、積み込み及び休憩時間を含まない。

2-3 舗装維持工

受注者は、道路巡回等により発見した舗装の損傷箇所について、次回巡回時までに常温合材及び加熱合材による穴埋め、パッキング、マンホール周囲段差解消、クラック処理等を実施するものとする。

また、発注者から緊急を要する穴埋め等の応急処理の指示があった場合、早急に実施すること。

なお、穴埋め等の応急処理以外の舗装維持工については、補修箇所、範囲及び工法等について発注者と協議した上で実施するものとする。

2-4 敷砂利工

能代市道に砂利道の不陸整正を実施するものとする。路線、箇所、範囲については、発注者の指示の上、実施するものとする。

2-5 路面清掃

受注者は、車道路肩部に堆積した土砂等の清掃を行うものとし、その実施箇所及び時期等については発注者の指示を受けるものとする。

2-6 交通誘導警備員

委託期間中の交通管理として、本委託業務中、交通誘導警備員Bを2名／日配置（昼夜み等の交代要員無し）することとし、計106名計上している。

2-7 その他

道路維持管理上必要な業務が発生した場合は、発注者の指示により適切に対処しなければならない。

受注者は、応急処置を行うにあたり、他機関（河川管理者、他道路管理者、森林管理署長、警察署長等）との協議等が必要と思われるときは、事前に発注者へ報告し、指示を受けなければならない。

受注者は、本委託の契約期間内に、発注者より構造物等の修繕についての指示があった場合は、これに従い速やかに施工するものとする。ただし、上記の施工が著しく困難な場合は、発注者と協議し、問題の解決に努めるものとする。

受注者は、修繕について、その内容が「土木工事標準歩掛」により算出するものとし、明確に記載されていない場合は、その修繕に係る見積書を提出しなければならない。なお、見積の内容は直接工事費及び共通仮設費に含まれない仮設費とし、見積書の様式は任意とする。

道路パトロール実施日

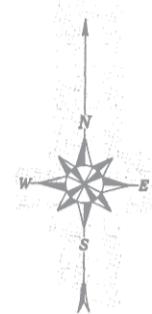
実施月	実施日			
	1回目	2回目	3回目	4回目
2026 3月	19日(木)まで	26日(木)まで	—	—
4月	2日(木)まで	9日(木)まで	16日(木)まで	23日(木)まで
5月	7日(木)まで	14日(木)まで	28日(木)まで	—
6月	4日(木)まで	18日(木)まで	25日(木)まで	—
7月	9日(木)まで	23日(木)まで	—	—
8月	6日(木)まで	20日(木)まで	—	—
9月	10日(木)まで	24日(木)まで	—	—
10月	8日(木)まで	22日(木)まで	—	—
11月	12日(木)まで	26日(木)まで	—	—
12月	10日(木)まで	24日(木)まで	—	—
2027 1月	7日(木)まで	—	—	—
2月	4日(木)まで	—	—	—
3月	4日(木)まで	—	—	—
その他	緊急巡回 3日			
	合計日数 30日			

(※道路巡回距離を1回あたり100kmとする。)

秋田県 能代市管内図

欠損部補修箇所図

北 部



能代市 幹線市道

